

令和5年度 生徒心得

1 身だしなみについて

①服装

- ア 本校指定の制服を着用
- イ 女子はベストを着用
- ウ 制服の変形をしない（上着・スカート丈等）
- エ シャツのボタンをしっかりと締め、ネクタイは襟元で着用
- オ ソックスは白・紺・黒・灰色（ワポ[®]イト・ラインのみ可）とし、全体柄は不可とする
長さはくるぶしから5cm以上（かかとから約15cm）ハイソックス以下とする
- カ 靴のかかとは踏まない
- キ ズリズボンをしない
- ク ベルトは、華美でないものを着用する
- ケ スカートベルト等を使って、スカートを短くはいたり、埴輪スタイルをしない
- コ セーターは学校指定のものを上着の下に着用する
- サ ケガ等の理由により制服を着用できない場合は、生徒手帳の異装届覧に理由を記入と保護者の押印後、担任の許可を得る
- シ 厳寒期（12月～3月）においてタイツ（黒・紺・肌色）を着用してもよい
※ただし柄のあるものは不可

②夏服規定（6月～9月）

- ア 指定のYシャツ（第一ボタンを空けてもよい）
- イ ネクタイは着用しなくてもよい
- ウ 指定のポロシャツを着用してもよい
- エ 女子はベストを着用しなくてもよい
- オ 寒いときは制服の上着を着用してもよい

③頭髪

- ア 流行に左右されない端正で清潔な髪型を心がける
- イ パーマ、カール、染・脱色・逆毛等を行わない
- ウ ヘアーピン・ヘアーバンド等は装飾がなく必要な範囲にとどめる
- エ エクステ等の装飾品は付けない
- オ 男子は頭髪が耳、襟、目にかからない。もみあげは耳たぶより上。整髪料で立てない
- カ 女子は頭髪が目にかからない

④その他

- ア 化粧等を行わない
- イ 装飾品は身につけない（ピアス、ネックレス、指輪、ミサンガ、数珠等）
ピアスは穴を空けることも禁止する
- ウ コート類は、学校という場所、勉学という場面に相応しい服装であること
- エ 通学用の靴や鞆は、経済性・安全性を考慮し、通学に適した物とする
（靴）華美でない革靴や運動靴とする
（鞆）スポーツバッグやリュック等で華美でないものとする